議 案 参 考 資 料

［令和 8 年第 4 回定例会(12 月)］

［担当課(室)係(担当)］

医療保険課　国保係

議案名

議案第 94 号　桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の適用期間が終了するため、所要の改正を行うものです。

概　要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)における新型コロナウイルス感染症の分類が令和 5 年 5 月 8 日から変更されたことに伴い、同感染症に係る傷病手当金についての適用期間が令和 8 年 11 月 7 日をもって終了となるため、桐生市国民健康保険条例から当該給付事務に関する規定を削ります。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

新型コロナウイルス感染症が感染症法における 2 類感染症(結核、新型インフルエンザ等)であった期間については、新型コロナウイルス感染症により国民健康保険被保険者が労務に服することができない期間の傷病手当金を支給する場合は、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととされていましたが、令和 5 年 5 月 8 日に 5 類感染症(麻しん、季節性インフルエンザ等)に移行したことに伴い、財政支援は行われないこととなりました。

これに伴い、令和 5 年 5 月 7 日までに新型コロナウイルス感染症の感染により入院した者については、支給対象期間は 1 年 6 か月であり、かつ、その申請期間は 2 年であるため、同感染症に係る傷病手当金の適用期間は、令和 8 年 11 月 7 日をもって終了しました。